

埼玉県業務委託一般競争入札公告

下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和5年4月3日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」点字版制作及び配布業務委託 359部×4回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年2月28日（水）まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

別添の紙媒体による入札書により行う。

入札書には、「埼玉県議会だより（8ページ物）」（2回）の点字版1ページ当たりの単価及び「埼玉県議会だより（4ページ物）」（2回）の点字版1ページ当たりの単価並びに各単価にページ数（見込み）、予定数量及び回数を乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価に執行予定数量（ページ数（見込み）、予定数量及び回数）を乗じて得た額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 本件入札の公告日から契約者決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から契約者決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」においてA、B又はC等級に格付けされ、営業品目（小分類）の「テープ版・点字版発行業務」に登録されている者であること。
- (7) 所在地要件が管轄内（県内）又は準管轄内（準県内）であり、企業規模要件が中小企業を満たす者であること。

なお、自社（自己）の所在地及び企業規模については、埼玉県ホームページの入札情報公開システムにより、競争入札参加資格者情報から検索し、確認すること。
- (8) 過去3年間において、国、都道府県又は市町村と定期刊行物（年4回以上発行）の点字版制作・配布業務について、契約実績がある者であること。又はこれと同等の能力を有していると県が認める者であること。

3 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加者」という。）は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び確認申請書に示す必要な書類を所定の日時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和5年4月11日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

郵送（「書留郵便」に限る。）又は持参により提出する。

(3) 結果通知

入札参加資格の有無について審査し、令和5年4月13日(木)までに、その結果を各参加者に回答する。

なお、参加資格が「なし」の場合は、その理由を付する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問票の受付

仕様書等に関し、質問がある場合は、次のとおり、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問票を提出すること。

持参以外の方法で提出した場合は、電話で質問票の到達の確認を行うこと。

ア 受付期間

令和5年4月5日(水)午後2時まで

イ 提出先

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当

電話番号 048-830-6257

FAX番号 048-830-4923

(2) 質問票への回答

競争入札参加者全員に共通な質問に対する回答は、次の回答日時までに各競争入札参加者にファクシミリ等により通知する。

*回答日時 令和5年4月6日(木)午後5時まで

5 入札及び案件の仕様等に関する説明会

開催しない。

6 入札保証金及び契約保証金

入札説明書による。

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所

埼玉県庁 議事堂1階 総務課分室

(2) 日時

令和5年4月20日(木)午前10時

(3) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 令和5年4月19日(水)午後5時

なお、書留郵便によること。

8 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 競争入札参加資格者に必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 首標金額を訂正した入札書
- (4) 電報、電話又はファクシミリにより提出した入札書
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札書
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者が提出した入札書
- (7) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
- (8) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者が提出した入札書
- (9) 代理人で委任状を提出しない者が提出した入札書
- (10) 他人の代理を兼ねた者が提出した入札書
- (11) 2通以上の入札書を提出した者が提出した入札書又は2以上の者の代理をした者が提出した入札書
- (12) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札書
- (13) その他入札の条件に違反した入札書

9 落札者の決定等

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (4) 落札者が決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知する。
- (5) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

10 契約書作成の要否

要

11 事情変更による調達手続の延期又は停止

令和5年度の歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続きを延期し、又は停止することがある。

12 その他

(1) 不測の事態等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期等の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期等の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、埼玉県ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 競争入札参加者は、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

【連絡先】 さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県議会事務局政策調査課広報担当
電話：048-830-6257